

令和5年4月 小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年4月10日(月) 午後1時55分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認について(所有権移転)

議案第4号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見に
ついて(用途区分の変更)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員(23名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸
3番 大中 久敏	4番 天本 守
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子 (欠席)
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二

5. 会議に欠席した委員(1名)

6. 会議に出席した事務局職員(3名)

- 会長 委員の皆さまには、大変ご多用中にもかかわらず、本総会に参集いただきましてありがとうございます。議案4件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長 ただいまの出席委員は23名で委員定足数に達しております。なお、議席番号14番委員より、欠席届が出ています。

よって、令和5年4月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、議席番号20番委員、同じく21番委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

- 議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

- 事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、松崎地内の畑2筆です。

3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、上西鯨坂地内の畑1筆です。

3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は離農のため、譲受人は新規就農のため所有権移転され

るものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われまます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、二森地内の畑2筆です。

一般個人住宅を建築するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分ですが、西鉄天神大牟田線端間駅を中心とする半径500メートル以内に位置しております。

また、申請地は、上・下水道管が埋設されている市道に面しているほか、申請地から概ね500メートル以内に井手胃腸科、浜崎外科整形外科医院等、2つ以上の医療施設が存するため、第3種農地となります。よって、立地基準を満たすこととなります。

また、宅地が連続することから、集落接続ともなるため、立地基準を満たすこととなります。

なお、申請地の周囲の境界には、コンクリートブロックを設置し、給・排水については、土地利用計画図に有りますように、北側の市道内に公共上・下水道管が存するため、北側市道を介して上・下水道管に接続する計画となっています。

また、雨水排水については、北の方に勾配を設けて、北側の既設水路へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

次に、番号2は、三沢地内の畑1筆です。

一般個人住宅を建築するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分ですが、西鉄天神大牟田線三沢駅を中心とする半径500メートル以内に位置しておりますので、第2種農地となります。

第2種農地ですので、候補地比較が必要ですが、検討がなされているほか、近隣の状況から、集落接続ともなりますので、立地基準を満たすこととなります。

上・下水道に関しては、北側の市道に上・下水道管が埋設されているため、市道内の上・下水道管に接続するほか、雨水排水については、北側の道路側溝に排水することとなります。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

次に、番号3と議案書3ページ、番号4は、同一案件ですので、併せて説明いたします。

番号3と番号4は、三沢地内の畑2筆です。

建売住宅として申請があったものです。

申請地は、甘木鉄道立野駅から1キロメートル以内に位置することから第2種農地となります。

第2種農地ですので、候補地比較が必要ですが、検討がなされて

いるほか、近隣の状況から、集落接続ともなりますので、立地基準を満たすこととなります。

上・下水道に関しては、前面の市道に上・下水道管が埋設されているため、直接、または新設の道路を介して、市道内の上・下水道管に接続するほか、雨水排水については、前面道路の側溝を改修して延伸し、約60～70メートル南側の既設の土水路に排水することとなります。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。以上、番号1から番号4までは、先月開催しました地区会議においても、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転3件を議題といたします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書4ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計

画の承認、所有権移転について、ご説明します。

番号1は、大板井地内の田1筆、井上地内の田1筆の合計2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から購入されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号2は、大崎地内の田6筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小(離農)のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書5ページ、番号3は、井上地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

以上、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

これで、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転3件について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 次に、議案第4号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、用途区分の変更1件を議案といたしますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされておりますので、議席番号19番委員につきましては、退席をお願いします。
それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。
(退室案内)

○事務局 それでは、議案書6ページをご覧ください。

まず、経緯を申し上げますと、転用事業者から農振用途区分の変更に係る計画変更が小郡市に提出され、これを受けて市から意見を求められているものです。

整理番号1は、西側に存する転用事業者の畑に資機材を運ぶ必要から、進入路を造成するため、申請がなされたものです。

田から農業用施設用地として、土地利用計画の変更となるため、農業振興地域整備計画の変更に伴う意見を求められているものです。

整理番号1は(議案書6ページに有りますように、)古飯地内の田1筆です。進入路造成のため、申請があっているものです。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○久光 第2分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、1件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見で一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議席番号19番委員の入室を許可します。
(入室案内)

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出26件につきまして報告いたします。

番号1は、干潟地内の畑2筆です。

借り主の都合のために、合意解約されたものです。

番号2は、大崎地内の田6筆です。

売買のために、合意解約されたものです。

議案書の8ページをご覧ください。

番号3は、上岩田地内の田2筆です。

借り主の都合のために、合意解約されたものです。

番号4は、上岩田地内の田1筆です。

借り主の都合のために、合意解約されたものです。

番号5は、福童地内の田1筆です。

貸し主の都合のために、合意解約されたものです。

議案書の9ページをご覧ください。

番号6から議案書13ページの番号16までは、同様の理由からですので、併せて説明いたします。

番号6から番号16までは、井上地内の田12筆、畑15筆及び大板井地内の田1筆です。借り主の都合のために、合意解約されたものです。

次に、番号17は、山隈地内の田3筆です。

貸し主の都合のために、合意解約されたものです。

議案書の14ページをご覧ください。

次に、番号18から16ページの番号21までは、同様の理由からですので、併せて説明いたします。

番号18から番号21までは、小郡地内の田21筆です。

売買のために、合意解約されたものです。

次に、番号22は、二森地内の田1筆です。

貸し主の都合のために、合意解約されたものです。

次に、番号23は、赤川地内の田1筆です。

借り主の都合のために、合意解約されたものです。

議案書の17ページをご覧ください。

番号24は、光行地内の田1筆です。

貸し主の都合のために、合意解約されたものです。

番号25は、上西鯨坂地内の田1筆です。

売買のために、合意解約されたものです。

番号26は、下岩田地内の田3筆です。

貸し主の都合のために、合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の18ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、5件の報告をいたします。

番号1は、寺福童地内の畑1筆です。

建売住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

次に、番号2は、横隈地内の畑2筆です。

露天駐車場を設置するため、届出が提出されたものです。

次に、番号3は、福童地内の田1筆です。

露天資材置場を設置するため、届出が提出されたものです。

次に、議案書の19ページ、番号4と番号5は同一案件のため、併せて説明いたします。

番号4と番号5は、小郡地内の畑（現況は宅地となっている）2筆です。

宅地分譲のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

次に、報告第3号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定めら

れた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。

また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、議案書21ページ、番号1の1団体の報告をご覧ください。

それぞれ、農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、それぞれの「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、無いようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

- 議長 以上で、令和5年4月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

令和5年4月10日（月） 午後14時45分閉会